

## ○石川県警察司法解剖後遺体公費搬送実施要領の制定について

平成18年3月8日広甲達第9号、  
会甲達第6号、捜一甲達第15号、  
交指甲達第21号  
警察本部長から部課署長あて

このたび犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）に基づき、司法解剖後における遺体搬送を公費負担するため、別添のとおり「石川県警察司法解剖後遺体公費搬送実施要領」を定め、平成18年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

### 別添

#### 石川県警察司法解剖後遺体公費搬送実施要領

##### 1 目的

この要領は、司法解剖後における遺体搬送（以下「遺体搬送」という。）を公費負担することにより、捜査過程における遺族関係者の二次的被害の軽減を図り、捜査協力の確保を図ることを目的とする。

##### 2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

###### (1) 司法解剖

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の手續により鑑定処分許可状を得て行う解剖をいう。

###### (2) 司法解剖後遺体

司法解剖を行い終わった死体をいう。

###### (3) 遺族関係者

司法解剖後遺体にかかる犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に規定する遺族及び民法（明治31年法律第9号）に規定する親族、その他の関係者をいう。

###### (4) 公費搬送

司法解剖を行い、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）第8条第1項の規定により司法解剖後遺体を引き渡した場所から、遺族関係者の希望する搬送先（ただし原則として石川県境まで）まで公費により搬送することをいう。

##### 3 司法解剖後遺体の公費搬送

司法解剖後遺体については、次のいずれかに該当する場合を除き、公費搬送するものとする。

(1) 加害者が配偶者（内縁関係を含む。）、直系血族、三親等内の姻族又は同居の親族であることが明らかであるとき。ただし、特段の事情があり公費搬送することが妥当であると認められた場合を除く。

(2) 司法解剖後遺体である被害者が、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

- (3) 身元不明死体等、遺族関係者が判明しないとき。
- (4) 遺族関係者が公費搬送を希望しないとき。
- (5) その他公費搬送することが社会通念上適切でないとき警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が認めるとき。

#### 4 公費搬送の区域及び区間

- (1) 公費搬送の区域  
原則として石川県内とする。
- (2) 公費搬送の区間  
原則として、司法解剖後遺体の引渡場所から遺族関係者が希望する搬送先までの区間とする。  
ただし、搬送先が県外に及ぶ場合は石川県境までの区間とする。

#### 5 公費負担の範囲

公費負担の範囲は、一般貨物自動車運送事業者（以下「業者」という。）の行う遺体の搬送料金に限定し、霊柩車の種別は普通車とする。  
ただし、遺族関係者が特別車を希望するときは、普通車による搬送料金との差額は遺族関係者の負担とする。

#### 6 公費負担の手続

- (1) 警察署長等は、公費搬送の必要があると認めるときは、遺族関係者に対して公費搬送について及び公費負担の範囲を十分に説明し、棺桶、衣装等の準備については、遺族関係者と業者の間で行うよう教示のうえ、希望する業者等、意向を聞くものとする。
- (2) 警察署長等は、司法解剖後遺体の公費搬送をする場合には、原則として、管轄区域内（交通部高速道路交通警察隊にあっては金沢市内）に事務所を有する業者に対して依頼するものとする。
- (3) 業者への発注に際しては、警察署長等から命を受けた事件担当課長及び隊長補佐が「司法解剖後遺体公費搬送仕様書」（別記様式1）に搬送区間を記載し、その都度、業者見積を徴すること。
- (4) 警察署長等は、司法解剖後遺体の公費搬送を行った場合、業者が搬送を完了したことを確認した後、速やかに「司法解剖後遺体公費搬送報告書」（別記様式2）により、警務部県民支援相談課長に報告するものとする。

#### 7 協議

警察署長等は、公費搬送の適否、公費搬送の区域及び区間等について疑義があるときは、警務部県民支援相談課長と事前に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

別記様式（略）